

平成13年第3回藤岡市議会定例会会議録（第1号）

平成13年6月5日（火曜日）

議事日程 第1号

平成13年6月5日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 会期の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 市長発言
- 第 4 議会運営委員会経過報告
- 第 5 諸報告
- 第 6 報告第 8号 平成12年度藤岡市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 第 7 報告第 9号 平成12年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 第 8 報告第10号 平成12年度藤岡市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 第 9 報告第11号 平成12年度藤岡市水道事業会計予算の繰越について
- 第10 報告第12号 専決処分の承認を求めることについて  
(群馬県市町村総合事務組合規約の一部改正)
- 第11 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第12 議案第42号 藤岡市等公平委員会委員の選任について
- 第13 議案第43号 固定資産評価審査委員会委員の選任について  
議案第44号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第14 議案第45号 藤岡市建築協定に関する条例の制定について
- 第15 議案第46号 藤岡市建築基準法関係手数料条例の制定について
- 第16 議案第47号 工事請負契約の締結について
- 第17 議案第48号 市道路線の廃止について  
議案第49号 市道路線の認定について
- 第18 陳情について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（23人）

1番	三好徹明君	2番	金井壽君
3番	冬木一俊君	4番	松本啓太郎君
5番	反町清君	6番	片山喜博君
7番	金子勝治君	8番	佐藤淳君
9番	茂木光雄君	10番	笠原史嗣君
11番	斉藤千枝子君	12番	坂本忠幸君
13番	木村喜徳君	14番	青柳正敏君
15番	青木寛君	16番	新井雅博君
17番	針谷賢一君	18番	山田一友君
19番	塩原吉三君	20番	中村菊雄君
22番	大戸敏子君	23番	吉田達哉君
24番	久保信夫君		

欠席議員（1人）

21番 川野盛幸君

説明のため出席した者

市長	塚本昭次君	助役	柵木孝君
収入役	星野知平君	教育長	岡田要君
企画部長	田中信一君	総務部長	新井千文君
市民環境部長	塚越正夫君	健康福祉部長	中易昌司君
経済部長	中野秀雄君	都市建設部長	須川良一君
上下水道部長	荻野廣男君	教育部長	斎藤稔一君
監査委員		契約検査課長	秋山利夫君
事務局長	小野里英一君		

議会事務局職員出席者

事務局長	青柳孝之	事務局次長	田島均
課長補佐兼 議事係長	宮澤正浩		

## 開会のあいさつ

議長（木村喜徳君） おはようございます。議会開会に先立ち、ごあいさつを申し上げます。

6月に入りまして日増しに暑さも増してまいりました。本日、平成13年第3回藤岡市議会定例会が招集になりましたところ、議員各位には時節柄、公私とも極めてご多忙の折、多数のご出席をいただきまして開会できますことを心から御礼申し上げます。

今期定例会に提案されますものは、報告5件、諮問1件、議案8件、陳情1件でございます。いずれも市民生活に直結する重要案件でありますので、慎重ご審議いただきまして議会としての意思決定をお願い申し上げる次第でございます。なお、議事運営等まことに不慣れな私でございますが、誠心誠意努力いたす所存でございますので、議員各位の絶大なるご支援、ご協力を切にお願ひ申し上げまして、まことに簡単でございますが開会のあいさつとさせていただきます。

なお、ここで暑中の間、軽装で議会に臨みたいと思いますので、ご了承願ひます。

## 表彰状の伝達

議長（木村喜徳君） ここで、表彰状の伝達をさせていただきます。

去る5月22日、全国市議会議長会定期総会において表彰状が贈られましたので伝達を行います。

事務局長。

事務局長（青柳孝之君） 名前をお呼びしますので、前の方へお進み願ひたいと思います。

久保信夫議員。

議長（木村喜徳君）

### 表 彰 状

藤岡市

久保 信夫殿

あなたは市議会議員として10年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第77回定期総会に当たり本会表彰規定により表彰いたします

平成13年5月22日

全国市議会議長会会長 二之湯 智

事務局長（青柳孝之君） 吉田達哉議員。

議長（木村喜徳君）

### 表 彰 状

藤岡市

吉田 達哉殿

あなたは市議会議員として10年市政の振興  
に努められその功績は著しいものがあります  
ので第77回定期総会に当たり本会表彰規定  
により表彰いたします

平成13年5月22日

全国市議会議長会会長 二之湯 智

議長（木村喜徳君） 以上で表彰状の伝達を終了させていただきます。

### 開 会 及 び 開 議

午前10時3分開議

議長（木村喜徳君） 出席議員定足数に達しましたので、議会は成立いたします。

ただいまから平成13年第3回藤岡市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

### 第1 会期の決定

議長（木村喜徳君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月14日までの10日間といたし  
たいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月14日ま  
での10日間と決定いたしました。

### 第2 会議録署名議員の指名

議長（木村喜徳君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規  
則第81条の規定により、議長において11番齊藤千枝子君、12番坂本忠幸君、14番  
青柳正敏君を指名いたします。

### 第3 市長発言

議長（木村喜徳君） 日程第3、市長発言であります。市長の登壇を願います。

（市長 塚本昭次君登壇）

市長（塚本昭次君） 平成13年第3回藤岡市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位

には公私ともご多忙の中ご出席をいただきまして心よりお礼を申し上げます。

21世紀を迎え、社会のあらゆる分野で改革、変革が求められており、国政においても大きな変化が多く国民の期待とともに推し進められようとしているところでございます。地方自治体においても合併論議が高まる中、地方交付税の見直しや税制改革など徐々に具体的な変化が押し寄せているようであります。我々は地方行政に携わるものとして、そうした変化に対応する受け皿づくりを進めるとともに、改革に向けて議論をしていくとともに、しっかりとした意識を持っていく必要があるというふうに思っているところでございます。

藤岡市においても行財政改革への取り組みにより健全財政を堅持してまいりました。また、私自身、就任以来意識改革と行政改革を旗印に行政運営を心がけてまいりましたが、行政の継続性、事業の継続性を重視し、市にとってなくてはならない環境整備のため懸案だった大事業を一つ一つ実現させてまいりました。インター周辺開発事業を筆頭に、北藤岡駅周辺の土地区画整理事業、最終処分場の建設、市民プールの建てかえなど、すべて前任者からの継続事業であり、10年、15年、20年と積み残された課題の事業でもあります。ほかの事業と共にあわせて、とかく開発型行政との批判もございますが、市の発展と未来の藤岡市のため、今やらなければならない問題の解決に向け決断と実行こそが市民の負託にこたえることと考えております。生活環境を整え、他市からの遅れを少しでも取り戻すべく一步一步着実に進んでいきたいと思っているところでございます。

地方自治体においては財源の問題が常につきまといますが、自主性と自立性を高め、地域独自の個性豊かで活力に満ちたまちづくりを進めてまいりたいと考えております。そうした意味でも藤岡市は、この地域の持つポテンシャルを生かし、市民のすべてが生活する喜びを持てる町として伸びていく要素はたくさん持っていると思います。本年は21世紀の最初の年度として大きく飛躍する第一歩の年と位置づけ、積極的な予算を編成いたしました。今後も市民生活向上のため、市の貴重な財産を生かして、さまざまな事業に取り組んでまいりますが、私たちは常に市民の立場で藤岡市を考えなければなりません。少子高齢化を根源とする介護保険の問題や教育問題、環境問題など難しい課題が山積しております。インフラ整備とともに、こうしたソフト面、心の問題、いやしの心を醸成することも取り入れていく必要があります。このように非常に難しい大きな変革の時代ですが、私たちの町がより一層すばらしい町になるよう市民と行政と議員の皆さんとともに考え、ともに汗を流して町をつくり上げていきたいと考えておるところでございます。

議員の皆さんにおかれましては、行政と市民をつなぐパイプ役として、また市民の声の代弁者として、三権分立の考え方の立場に立って藤岡市の飛躍のためにご尽力を賜りますようお願いを申し上げる次第であります。時には侃侃諤諤と議論を交わしながらも進む

べき方向を修正し、少しでもよい道を目指していきたいと考えておりますので、議員各位のご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

本議会に提案申し上げました案件は、報告5件、諮問1件、議案8件であります。いずれも市民生活に関連した重要なものでありますので、慎重審議をいただきまして、ご決定くださるようお願いを申し上げまして開会のあいさつといたします。

#### 第4 議会運営委員会経過報告

議長（木村喜徳君） 日程第4、議会運営委員会経過報告であります。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。委員長針谷賢一君の登壇を願います。

（議会運営委員会委員長 針谷賢一君登壇）

議会運営委員会委員長（針谷賢一君） ご指名を受けましたので、議会運営委員会の経過について報告を申し上げます。

議会運営委員会は、議長の要請により6月1日委員会を開催し、本日招集となりました平成13年第3回市議会定例会の運営について協議したのであります。協議に先立ちまして、市長及び担当部長から提出議案に対する概要説明を受けた後、議案の取り扱い方法、日程、会期等について協議したのであります。

議案の取り扱いにつきまして、今定例会に提案されますものは、報告5件、諮問1件、議案8件、陳情1件であります。それぞれ日程に従い、諸報告後、日程第6、報告第8号から日程第9、報告第11号までの4件につきましては単独上程、報告のみとし、日程第10、報告第12号と日程第11、諮問第1号及び日程第16、議案第47号の3件につきましては単独上程、単独審議、委員会付託を省略し、即決を願います。日程第12、議案第42号は単独上程、単独審議、委員会付託及び討論を省略し、即決願います。日程第13、議案第43号と議案第44号につきましては一括上程、単独審議、委員会付託及び討論を省略し、即決を願います。日程第14、議案第45号、日程第15、議案第46号につきましては質疑の後、経済建設常任委員会へ付託、日程第17、議案第48号と議案第49号につきましては一括上程、単独審議、委員会付託を省略し、即決願うことに決定いたしました。日程第18、陳情につきましては、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

次に、6月11日、議事日程（第2号）一般質問ですが、5人の議員から通告があり、通告順により行うことに決定いたしました。

会期につきましては、先ほど議長からお諮りして決定いたしましたとおり、本日から14日までの10日間とすることに決定いたしました。

次に、審議日程について申し上げます。本日は、これより議事日程に従い議事を進め、

議案及び陳情の委員会付託まで行い、6月6日から6月10日まで休会とし、この間において経済建設常任委員会を開催し、議案及び陳情の審査を願います。6月11日、12日に本会議を開き一般質問を行い、6月13日休会、6月14日に本会議を開いて議案及び陳情の委員長報告、質疑、討論、採決をして、今期定例会を閉会と決定いたしました。

次に、休会中の委員会の日程について申し上げます。6月6日午前10時から経済建設常任委員会を開催することに決定いたしました。

以上をもちまして、議会運営委員会の経過について報告を終わります。

議長（木村喜徳君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

ただいま報告のありましたとおり今後の議事運営を行いますので、ご了承願います。

## 第5 諸報告

議長（木村喜徳君） 日程第5、諸報告をいたします。

川野盛幸君から平成13年6月4日付で、病気による自宅療養のため本日の議会には出席ができない旨の届け出が議長宛に提出されておりますので、ご報告いたします。

その他につきましては事務局長に報告いたさせます。

事務局長。

事務局長（青柳孝之君） 報告申し上げます。

初めに、監査委員より平成12年度2月、3月、4月分及び平成13年4月分の例月出納検査報告書が議長宛に提出されました。また、藤岡市土地開発公社及び財団法人藤岡市開発協会より平成12年度の決算書が提出されております。それぞれ議員控室に備えてございますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、今期定例会に提出されますものは、報告5件、諮問1件、議案8件、陳情1件でございます。

次に、任期満了に伴い議長宛に推薦依頼のありました藤岡市障害者福祉事業推進委員5人については、反町清議員、斉藤千枝子議員、新井雅博議員、中村菊雄議員、大戸敏子議員、主要地方道高崎万場秩父線整備促進期成同盟会委員に10人、片山喜博議員、金子勝治議員、佐藤淳議員、笠原史嗣議員、木村喜徳議員、青柳正敏議員、青木寛議員、新井雅博議員、塩原吉三議員、久保信夫議員であります。また、藤岡市融資審査会委員2人につきましては、笠原史嗣議員、青柳正敏議員、社会教育委員1人につきましては、金子勝治議員、藤岡市青少年問題協議会委員3人、金井壽議員、斉藤千枝子議員、坂本忠幸議員、藤岡市モーター類似旅館建築等審議会委員2人、金井壽議員、反町清議員、青少年センター運営協議会委員に金井壽議員、金子勝治議員、同和教育推進委員会委員3人でございますが、金井壽議員、木村喜徳議員、新井雅博議員、藤岡市公民館運営審議会委員2人、反

町清議員、青木寛議員、藤岡市社会福祉協議会理事に金井壽議員、斉藤千枝子議員、藤岡市国民健康保険運営協議会委員7人、茂木光雄議員、笠原史嗣議員、坂本忠幸議員、青柳正敏議員、針谷賢一議員、吉田達哉議員、久保信夫議員、財団法人藤岡市文化振興事業団評議員6人、金井壽議員、冬木一俊議員、反町清議員、笠原史嗣議員、斉藤千枝子議員、青柳正敏議員、財団法人藤岡市文化振興事業団理事2人、中村菊雄議員、久保信夫議員、藤岡市勤労青少年ホーム運営委員会委員2人、笠原史嗣議員、青柳正敏議員、それぞれ報告しましたのでご了承ください。

次に、前期定例市議会からの諸行事につきましては、お手元にお配りしました諸報告のとおりでございますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

#### 第6 報告第8号 平成12年度藤岡市一般会計予算繰越明許費繰越計算書につ

いて

議長（木村喜徳君） 日程第6、報告第8号平成12年度藤岡市一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。企画部長の登壇を願います。

（企画部長 田中信一君登壇）

企画部長（田中信一君） 報告第8号平成12年度藤岡市一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

平成12年度藤岡市一般会計補正予算第3号及び第4号で設定した繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告するものであります。最初に、第2款総務費、第1項総務管理費の地域インターネット導入促進基盤整備事業につきましては、インターネット整備工事等が9月初旬に完了する予定でありますので、10月初旬までに支払いをする予定であります。なお、翌年度繰越額7,429万6,000円の財源につきましては、国庫補助金2,457万2,000円、地方債1,590万円、一般財源3,382万4,000円であります。

次に、第6款農林水産業費、第1項農業費の上落合土地改良総合整備事業につきましては、農道整備工事が8月末に完了予定でありますので、9月末までに支払いをする予定であります。なお、翌年度繰越額2,910万円の財源につきましては、県補助金2,175万円と一般財源735万円であります。次に、農業費の美土里堰水環境整備事業につきましては、水路整備工事が5月末に完了しておりますので、6月末までに支払いをする予定であります。なお、翌年度繰越額1,530万円の財源につきましては、県補助金1,125万円と一般財源405万円であります。次に、第2項林業費の林業振興事業につき



ましては、多野東部森林組合の効率化施設整備事業が6月末に完了予定でありますので、7月末までに補助金の支払いをする予定であります。なお、翌年度繰越額1,425万円の財源につきましては、県補助金1,235万円と一般財源190万円であります。

次に、第8款土木費、第2項道路橋梁費の道路新設改良事業につきましては、市道8295号(スーパー林道)舗装新設工事等が5月末に完了しておりますので、6月末までに支払いをする予定であります。なお、翌年度繰越額2,395万2,000円の財源につきましては、全額一般財源であります。次に、第4項都市計画費の緑町線街路事業につきましては、道路改良工事が6月末に完了予定でありますので、7月末までに支払いをする予定であります。なお、翌年度繰越額900万9,000円の財源につきましては、県負担金270万2,700円、国庫負担金450万4,500円、一般財源180万1,800円あります。次に、都市計画費の中・上大塚線街路事業につきましては、測量設計業務委託が7月末に完了予定でありますので、8月末までに支払いをする予定であります。なお、翌年度繰越額288万7,500円の財源につきましては、全額一般財源であります。

最後に、第10款教育費、第3項社会教育費の文化財保護総務経費につきましては、文化財整理事務所移設工事が5月末に完了いたしましたので、6月末までに支払いをする予定であります。なお、翌年度繰越額1,677万円の財源につきましては、全額一般財源であります。

以上、簡単ではありますが、ご報告といたします。

議長(木村喜徳君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告第8号について報告を終わります。

#### 第7 報告第9号 平成12年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計予算繰越明許費繰越計算書について

議長(木村喜徳君) 日程第7、報告第9号平成12年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。健康福祉部長の登壇を願います。

(健康福祉部長 中易昌司君登壇)

健康福祉部長(中易昌司君) 報告第9号平成12年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計予算繰越明許費繰越計算書について、ご説明を申し上げます。

これは平成12年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)で設定した繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告するものであります。繰り越しとなります事業は、介護保険の訪問・通所サービスと短期入所サービスの支給限度額の一本化に伴う電算システムの改修であります。この事業は11月末の完了予定でありますので、全額を12月末までに支払いをする予定であります。なお、繰越額668万9,000円につきましては、国庫補助金148万円、一般財源520万9,000円であります。

以上、簡単であります。ご報告といたします。

議長(木村喜徳君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告第9号について報告を終わります。

第8 報告第10号 平成12年度藤岡市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について

議長(木村喜徳君) 日程第8、報告第10号平成12年度藤岡市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。上下水道部長の登壇を願います。

(上下水道部長 荻野廣男君登壇)

上下水道部長(荻野廣男君) 報告第10号平成12年度藤岡市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について、ご説明申し上げます。

これは平成12年度藤岡市下水道事業特別会計補正予算(第4号)で設定した繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告するものであります。

北藤岡駅周辺土地区画整理事業の関連として、県道敷内の管渠の布設及び群馬藤岡駅東地区の管渠の布設工事請負費9,100万円につきましては8月末日までに完了する予定でありますので、9月末日までに支払いをする予定であります。なお、この財源につきまし

ては、国庫支出金4,550万円、地方債4,010万円、既収入特定財源540万円です。

以上、簡単であります、ご報告いたします。

議長（木村喜徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告第10号について報告を終わります。

#### 第9 報告第11号 平成12年度藤岡市水道事業会計予算の繰越について

議長（木村喜徳君） 日程第9、報告第11号平成12年度藤岡市水道事業会計予算の繰越についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。上下水道部長の登壇を願います。

（上下水道部長 荻野廣男君登壇）

上下水道部長（荻野廣男君） 報告第11号平成12年度藤岡市水道事業会計予算の繰越について、ご説明申し上げます。

地方公営企業法第26条第1項の規定により、平成12年度水道事業会計支出予算のうち、事業年度内に支払い義務を生じなかったものについて翌年度に繰り越して使用するものであります。繰り越しとなります事業は、山崎・鮎川地内「配水管布設替え（国補第1工区）工事及び（82工区）工事」の国の第1次補正事業であり、両工事とも事業採択が遅れたため繰り越すもので、いずれも10月31日に完成する予定であります。

次に、藤岡地区「排水路新設工事に伴う配水管布設替え工事」、上落合地内「農道工事に伴う配水管布設替え（第2工区）工事」及び「猿田川河川改修に伴う配水管布設替え工事」であります。繰り越し理由は、本体工事の排水路工事、農道工事、猿田川河川改修工事が工期延長となったため、6月5日、8月30日、6月15日にいずれも完成する予定であります。また、小野浄水場上水系 2配水ポンプ交換工事は、特殊仕様の中ポンプのため製作に時間を要しましたが、既に4月13日に完成いたしております。いずれの事業も平成12年度において支払い義務を生じませんでしたので翌年度に繰り越すものであります。ここに地方公営企業法第26条第3項の規定によりご報告するものでございます。

議長（木村喜徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしましたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告第 11 号について報告を終わります。

#### 第 10 報告第 12 号 専決処分の承認を求めることについて

（群馬県市町村総合事務組合同規約の一部改正）

議長（木村喜徳君） 日程第 10、報告第 12 号専決処分の承認を求めることについて（群馬県市町村総合事務組合同規約の一部改正）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長の登壇を願います。

（総務部長 新井千文君登壇）

総務部長（新井千文君） 報告第 12 号専決処分の承認を求めることについて、ご説明を申し上げます。

本件は、群馬県市町村総合事務組合同規約の一部改正について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したことについて、同条第 3 項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

改正の内容につきましては、群馬県市町村総合事務組合の組織団体である「大間々笠懸上水道企業団」の名称が、平成 13 年 4 月 1 日から「渡良瀬水道企業団」と変更されたことにより規約の一部を改正しようとするものであり、団体の名称の変更の施行日が 4 月 1 日のため専決処分をさせていただいたものであります。

以上、簡単であります。ご報告とさせていただきます。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願いを申し上げます。

議長（木村喜徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしましたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第12号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) ご異議なしと認めます。よって、報告第12号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。報告第12号専決処分の承認を求めることについて(群馬県市町村総合事務組合規約の一部改正)は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(木村喜徳君) 起立全員であります。よって、報告第12号は原案のとおり承認されました。

#### 第11 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長(木村喜徳君) 日程第11、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長の登壇を願います。

(市長 塚本昭次君登壇)

市長(塚本昭次君) 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、説明を申し上げます。

本件は、人権擁護委員の推薦について前橋地方法務局から依頼があり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

久保幹夫氏は藤岡市上大塚に居住されており、昭和14年生まれ、61歳であります。主な経歴を申し上げますと、昭和33年に群馬県立藤岡高等学校を卒業後、藤岡市消防団常備消防部に就職され、平成11年4月より多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部消防長に就かれ、消防職員として市民のため地域のためにご尽力をいただいたものでございます。地域の信望も厚く、社会実情にも通じており、人権擁護委員として適任と思われるかと存じます。

以上をもちまして提案理由の説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議 長（木村喜徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議 長（木村喜徳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしましたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第1号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第1号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（木村喜徳君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（木村喜徳君） 起立全員であります。よって、諮問第1号は異議ない旨回答することに決定いたしました。

## 第12 議案第42号 藤岡市等公平委員会委員の選任について

議 長（木村喜徳君） 日程第12、議案第42号藤岡市等公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長の登壇を願います。

（市長 塚本昭次君登壇）

市 長（塚本昭次君） 議案第42号藤岡市等公平委員会委員の選任について、ご説明申し上げます。

公平委員会は藤岡市と一部事務組合で共同設置されており、委員は3人で、任期は4年となっております。この6月23日に布施源市委員が任期満了となりますので、その後任として富山朝男氏を選任いたしたく議会の同意をお願いするものであります。

富山氏は藤岡市藤岡に居住されており、昭和2年11月生まれ、73歳であります。主

な経歴を申し上げますと、群馬県立藤岡高等学校を卒業され、その後、藤岡建材興業株式会社に勤務され、昭和60年には代表となり、平成3年3月をもって退職されました。その後は、民生児童委員、防犯委員、第15区長等の要職を歴任されるなど地域のためにご尽力され、地方自治に精通し、豊富な識見を有する方であります。また、公平にして正義感にあふれる性格は住民の厚い信望を得ているところであり、公平委員として適任であると考え、ご提案申し上げるものであります。

以上、簡単でございますけれども提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださるようお願いを申し上げます。

議 長（木村喜徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議 長（木村喜徳君） お諮りいたします。

質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第42号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。よって、議案第42号については委員会付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。本件については討論を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決しました。

これより採決いたします。議案第42号藤岡市等公平委員会委員の選任について同意を求めの件は、これに同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（木村喜徳君） 起立多数であります。よって、議案第42号藤岡市等公平委員会委員の選任について同意を求めの件は、これに同意することに決しました。

第13 議案第43号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第44号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長（木村喜徳君） 日程第13、議案第43号固定資産評価審査委員会委員の選任について、議案第44号固定資産評価審査委員会委員の選任について、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長の登壇を願います。

（市長 塚本昭次君登壇）

市長（塚本昭次君） 議案第43号固定資産評価審査委員会委員の選任について、ご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員は定数3人で構成され、任期は3年であります。平成13年6月24日をもって菊本宏一委員が任期満了となりますので、その後任として金平辰寿氏を選任いたしたく議会の同意をお願いするものであります。

金平氏は藤岡市上大塚に居住しており、昭和3年3月生まれ、73歳であります。主な経歴を申し上げますと、国民学校、旧海軍潜水学校を卒業後、多野産業株式会社に勤務され、その後、木材業に従事されました。この間、美土里中学校PTA副会長、第41区長等を努められ、児童の健全なる教育、また地域住民のために力を注いでこられました。人格、識見ともに高く、住民の信望も得ている方であり、固定資産評価審査委員会委員として適任と考え、ご提案申し上げます。

議案第44号固定資産評価審査委員会委員の選任について、ご説明申し上げます。固定資産評価審査委員会委員は定員3人で構成され、任期は3年であります。平成13年6月24日をもって布施直明委員が任期満了となりますので、その後任として飯島幸雄氏を選任いたしたく議会の同意をお願いするものであります。

飯島氏は藤岡市矢場に居住されており、昭和8年11月生まれ、67歳であります。主な経歴を申し上げますと、昭和28年、群馬県立藤岡高等学校を卒業後、農業に従事されました。この間、農業委員、農業協同組合理事、第54区長等を努められ、地域住民のために力を注いでこられました。人格、識見ともに高く、住民の信望を得ている方であり、固定資産評価審査委員会委員として適任と考え、ご提案申し上げます。

以上、簡単ではありますが提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださるようお願いを申し上げます。

議長（木村喜徳君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第43号固定資産評価審査委員会委員の選任について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしました。



いと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(木村喜徳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第43号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(木村喜徳君) ご異議なしと認めます。よって、議案第43号については委員会付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。本件については討論を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(木村喜徳君) ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略することに決しました。

これより採決いたします。議案第43号固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めめるの件は、これに同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(木村喜徳君) 起立全員であります。よって、議案第43号固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めめるの件は、これに同意することに決しました。

議案第44号固定資産評価審査委員会委員の選任について、これより質疑に入ります。ご質疑願ひます。

(「なし」の声あり)

議 長(木村喜徳君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(木村喜徳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第44号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(木村喜徳君) ご異議なしと認めます。よって、議案第44号については委員会付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。本件については討論を省略いたしたいと思ひます。これにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) ご異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決しました。

これより採決いたします。議案第44号固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めるとの件は、これに同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(木村喜徳君) 起立全員であります。よって、議案第44号固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めるとの件は、これに同意することに決しました。

#### 第14 議案第45号 藤岡市建築協定に関する条例の制定について

議長(木村喜徳君) 日程第14、議案第45号藤岡市建築協定に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。都市建設部長の登壇を願います。

(都市建設部長 須川良一君登壇)

都市建設部長(須川良一君) 議案第45号藤岡市建築協定に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

現在造成工事中の(仮称)北ノ原住宅団地を分譲するにあたり、良好な住環境を形成するために建築協定を締結したいとの申し出が群馬県住宅供給公社よりありました。そのためには、市は建築基準法第69条に基づき、建築協定を締結することができる旨を条例で定めるものとなっており、今回この条例を提案するものであります。

ここで建築協定と、その事務の流れについてご説明申し上げます。建築協定とは、市の区域の一部について、住宅地としての環境又は商店街としての利便性を増進し、かつ土地の環境を改善するために以下のことを定めることができます。建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備に関する基準などが考えられます。

次に、この条例制定後の建築協定の事務の流れでございますが、建築協定を締結しようとする者が建築協定書を作成し、藤岡市を經由して群馬県へ申請することとなります。この場合、藤岡市長はその旨を公告し、縦覧に供し、縦覧期間の満了後、関係人の出頭を求めて公開による意見聴取を行い、協定書に対する意見及び意見の聴取の記録を添えて、協定書を認可権者である群馬県知事に送付します。知事は、建築協定の認可をした場合には、その旨を公告するとともに、協定書の写しを經由機関である藤岡市長に送付します。送付を受けた藤岡市長は協定書を市に備えて一般の縦覧に供します。以上が建築協定の手続であります。この建築協定は、良好な都市環境を保つ手段として有効なものと考えております。

以上、簡単でございますが提案理由の説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（木村喜徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第45号については、お手元に配布してあります議案付託表のとおり経済建設常任委員会に付託いたします。

#### 第15 議案第46号 藤岡市建築基準法関係手数料条例の制定について

議長（木村喜徳君） 日程第15、議案第46号藤岡市建築基準法関係手数料条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。都市建設部長の登壇を願います。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） 議案第46号藤岡市建築基準法関係手数料条例の制定について、ご説明申し上げます。

現在10月1日の建築主事の設置に向けて確認申請事務開始の準備を進めているところであります。なお、当分の間は限定特定行政庁として、住宅を中心とする、いわゆる4号建物についてのみ審査をするものであります。本条例は、地方自治法第227条の規定に基づき、建築基準法の規定により申請される各種事務についての手数料を定めるものであります。別表に掲げる手数料につきましては、その業務にかかる事務量をもとに算出いたしました。件数につきましては一番多い確認申請では年間350件程度を想定しております。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（木村喜徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第46号については、お手元に配布してあります議案付託表のとおり経済建設常任委員会に付託いたします。

第16 議案第47号 工事請負契約の締結について

議長(木村喜徳君) 日程第16、議案第47号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。都市建設部長の登壇を願います。

(都市建設部長 須川良一君登壇)

都市建設部長(須川良一君) 議案第47号藤岡市民プール新築工事請負契約の締結について、ご説明を申し上げます。

本議案は、地方自治法第96条第1項第5号及び藤岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。藤岡市民プール新築工事は、生涯スポーツの一環として、また高齢化社会に対応するための健康増進型ファミリープールとして既設の市民プール敷地に鉄筋コンクリート造り、一部鉄骨造り2階建て、建築面積3,709.84平方メートル、延床面積4,282.79平方メートルの屋内温水プールを建築するものでございます。工期については、平成13年度から平成14年5月31日までの2カ年継続事業でございます。本議会にかかわる工事は、去る5月24日に入札を行ったところ、20億2,125万円で鉄建建設株式会社が落札いたしました。なお、仮契約につきましては落札価格に基づき5月25日に締結しております。

以上、簡単でございますが提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(木村喜徳君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

佐藤淳君。

8 番(佐藤 淳君) 議案第47号について何点が質問をさせていただきます。

冒頭市長のあいさつ並びに都市建設部長の方から提案理由の説明がありましたけれども、これに関連をして、まず最初に1点質問をさせていただきます。昨年の12月議会において、水道の石綿管のときにちょっと質問をしたのですが、公共工事の入札及び適正化の促進に関する法律が4月1日から施行されていると思いますけれども、このときにこの法律について今現在どのような対応をしているのかというふうに質問をさせていただきました。

そのときに総務部長が、このように答弁しているのです。基本的には、入札等につきましては全国的な問題といたしまして国においてもいろいろな問題が出ておりました、透明性、公平性を確保していかなければならないという趣旨だというふうに受け止めている。したがって、当市においても、その法律の趣旨を踏まえて、今、関係部課でチームをつくって協議をしているという答弁がありました。それから半年近く経って、既にこの法律が施行されているわけですから、どのような関係部署といいますか、どのようなメンバーでどのような内容を協議をして、その結果どのような方向性が藤岡市として出たのか、まずその点を伺います。

それと、もう1点ですが、今回この議案書を見ますと指名競争入札によって、鉄建建設株式会社北関東支店群馬営業所に一括発注ということでありますけれども、こここのところの経済情勢等を考えてみますと、市民が汗水たらして収めてくれた税金が薄く広く、またそれが藤岡市民に還元されるということがいいのではないかという考え方を私は持っているものですから、なぜ分離発注をしていただけなかったのか、なぜ一括発注なのか、その2点について、まず答弁をお願いいたします。

議長（木村喜徳君） 総務部長。

（総務部長 新井千文君登壇）

総務部長（新井千文君） お答えを申し上げます。

最初に、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の関係なのですが、議題からちょっと外れるのですが、メンバーということもございますけれども、土木課、建設部の関係、それから経済部の関係、工事に関係する課の係長クラスに五、六回集まっていたきまして、この法律の趣旨にのっかって藤岡市としてどうすべきかということ協賛させていただきました。そうした中で、現段階におきましては、この法律にもございますけれども発注見通しの公表、それから入札契約に関する情報の公表、例えば入札参加者の資格、入札者、入札金額、落札者、落札金額等の公表、それから施工体制の適正化ということでマスコミ等でも問題になっておりました丸投げの全面禁止ということが今回の法律ではっきりしましたので、その丸投げを防止するための方策として各請負業者から暫時報告書をいただくような形での体制、それから受注者の現場施工体制の報告、発注者による現場の点検、こういったものにつきまして要領を定めまして対応していきたいということで現在対応しているところでございます。公平性、透明性がすべて簡潔にと言われるとなかなか難しい面もございますけれども、今そういったところで鋭意努力させていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、分離発注の件につきましては、建設部長の方からお願いしたいと思っております。

議長（木村喜徳君） 都市建設部長。

(都市建設部長 須川良一君登壇)

都市建設部長(須川良一君) お答えをさせていただきます。

なぜ薄く大勢の方に発注ができるように分離でしなかったか、一括で発注したかということだと思いますけれども、私どもも経済性を考えましてなるべく安く発注することを重視しております。そういったことから、一括で発注することと分離で発注することではかなり設計額に差が生じてきます。現実に計算してみますと2,200万円からの数字で差が出てきます。そういうことで、少しでも経済的に発注するために私どもでは一括で発注した次第でございます。藤岡市も財政的に厳しいという状況の中からそういうふうにさせていただきます。

以上です。

議長(木村喜徳君) 佐藤淳君。

8 番(佐藤 淳君) 今、総務部長から答弁があったのですが、公共工事の入札の契約適正化の促進に関する法律の事務取扱要領というものが藤岡市にはできたようで、過日契約検査課に行ってその要領を見せていただきました。真新しいものは、国で定めた法律では第2章の第9条でもっと事細かく、必要であれば自治体が定めてよろしいですよということだったので、なかなか上位の法律の枠を超えないで、そのままという感はぬぐえないのですが、この中にも入札契約のIT化の推進などがいろいろたわわっているわけで、将来についてはこれももう少し検討をしていただけたらというふうに考えております。

それから、一括発注についてはコストの削減が目的で一括発注にしたのだという部長の答弁でありましたけれども、一括発注にすると約2,200万円ほどのコストの削減が図られるということではありますが、この入札についてはいろいろなバックデータをもとに設計価格を決めて、それに対して入札の予定価格を決めます。この予定価格については藤岡市は公表しているようでありまして、それに対して各業者が札を入れて落札をするということになっているかと思えます。これも先週の末に契約検査課の方へ行って質問をさせていただきましたところ、過去においては予定価格は設計価格に対して95%から97%、いわゆる歩切りというものが3%から5%くらいあるのです。これによってかなり、約20億円近い工事でありまして1%で約2,000万円近くになるわけですが、5%を予定価格にすれば1億円のコストの削減になるわけでありまして。今回この金額については何%ほどの設計価格に対して歩切りをしてコストの削減に努めていただけたのか。今こういう経済情勢だから、このコストの削減が一番大事なのだ、経済情勢もあるけれども、まずこのコストの削減を最優先するという形の中で一括発注をしたということですから、細かな数字は結構ですから、例えばその歩切りが3%台ですよ、4%台ですよ、

あるいは5%台ですよ、場合によってはこのような経済情勢ですから私は6%でも7%でも、あるいは10%でもいいのだと思うのです。ついこの間も一部上場の建材メーカーの役員ともいろいろ話をしましたけれども、民間においては設計価格の5割を切るような状況の中で各建設会社が競争でしのぎを削って生き残っている、そのような状況が今の状況だと思います。そんな中で、3%が適当なのか5%が適当なのかという部分についてはいろいろ議論があるところだと思いますけれども、いずれにいたしましても過去において藤岡市では3%から5%の歩切りをしてきたという契約検査課のお話ですので、今回何%の歩切りをして、どのくらいの設計価格に対してコストの削減を図っていただけたのか、その辺についてご答弁をお願いいたします。

議長（木村喜徳君） 総務部長。

総務部長（新井千文君） ただいまの2回目の質問でございますけれども、まず考え方といたしまして設計価格につきましては国が基準を定めまして基準単価のようなものを定めております。それについて、例えば群馬県は群馬県の物価指数などで調整されておまして、そういったものを藤岡市としては設計する場合に藤岡市として採用して使用しているわけでございます。それは歩がかりでございますけれども、基本的にはこちらにそういった技術力があれば藤岡市単独の歩がかりもつくれると思うのですけれども、膨大な量だということで、そういった能力もないということでそれを使わせていただいております。設計金額につきましては、現段階では諸般の事情によりまして公表になっていないということでございます。公表できるものとしては予定価格でございますが、予定価格につきましては19億2,817万円という数字でございます。落札価格が19億2,500万円ですか、そういった数字となっております。したがって、その設計価格に対する歩切りが何%かということについては、公表が現在のところできないということが一つございます。

それから、歩切りの考え方でございますけれども、設計価格が正規な数字だというふうに現段階では我々としてはとらえるしかないものですから、その正式、また適正な価格というものを設定した以上、歩切りをすることはどうなのかというような議論もございます。国におきましては、基本的には歩切りはしない方向でいきなさいというような指導もいただいております。今言われたように何パーセント、もっと切ってもいいのではないかと議論もあるかと思うのですが、非常にその辺につきましては難しい問題でありまして、歩切りをしていくのがいいのか悪いのかという議論も現在のところでは統一した見解というのはなかなか出ていないのではないかと思います。他の市におきましてもそういうような状況でありまして、パーセントは申し上げられませんが、そういった意味で歩切りというものに対する考え方をもう少し研究していきたいというふうに思っております。

議長（木村喜徳君） 佐藤淳君。

8 番（佐藤 淳君） 歩切りについては国の方も云々という話をしていましたけれども、国の方針でいけば基本的には分離発注が好ましいのですよということも言っているわけです。今回については、そのことよりもまずコストの削減を第一として一括発注をしたのだという答弁であります。なおかつ設計価格は膨大なバックデータをもとに決める。藤岡市にはそれらのデータがないし能力もないということで県の基準をそのまま藤岡市に持ってきて適用しているのだという説明でありますから、これはかなりしっかりとした価格が出てくると思います。その価格をなぜ公表できないのかという点については極めて不信に思うのです。世の中の一一般常識でいけば、当然その価格があって、我々が何をかうのでも価格に対して5%まけてくれませんかとか10%まけてくれませんかという形の中で市場経済が成り立っているのだと思うのです。その辺についても非公開だから説明をしていただけないというのであれば、仮にこれが設計価格のそのままが予定価格になっていたのだとしたら、さっき言った一括発注で浮く2,200万円、1%を切ればこのくらいになるわけです。

過去においても3%から5%切っているというふうに契約検査課でははっきり言っているのです。その都度その都度違いますけれども、ほぼ過去においては3%から5%くらいの歩切りをコスト削減のためにやっているのですよという答弁の中で、これが明確にしていただけないのだということであれば、どれほどのコストの削減ができたのか、全く議会にもわからないし市民にもわかりませんよね。3%を切れば6,000万円くらい違うわけですよ。一括発注して2,000万円だということになれば、その辺についてもう少しわかりやすく、非公開なのだから公開しませんよ、関係ありませんよということではなくて、最初から細かな数字は結構ですと言っているのだから、例えば今回のものについては1%台ですよ、2%台ですよ、あるいは3%台ですよということくらいは答弁してもいいのではないですか。今回3%台ですよということになれば、6,000万円近くのコスト削減に執行部側は努めたのだということになれば、ある一定の理解はできますけれども、その辺が非公開だから全く答弁できないということになれば何のためのコスト削減なのか、いかに都市建設部長が分離と一括では1%近いコストの削減につながるのだと言っても、これは説得力がありません。もう一度、その辺について明確な答弁をお願いいたします。

議長（木村喜徳君） 総務部長。

総務部長（新井千文君） 佐藤議員の質問でございますが、ご指摘の点につきましては十分理解できる点もあるわけでございます。しかしながら、現段階では歩がかり自体が公表になっておりません。したがって、設計金額というのは歩がかりの延長線上にあるということで11市の中でも公表になっていないところがほとんどでございます。そういうような状況、またいろいろな体制が整った中では公表できる段階も来るかと思っておりますけれども、現段階ではそういうような制度の中で運用させていただいているということで、ぜひご理解を



ていただければと思います。入札の落札金額については、市の方としては同じ工事をやっていただけるのであれば安いほどいいというのは当然のことでございますけれども、その辺はまた最低制限価格もあるように、そういった考え方もあるかと思います。そういう中で、現段階ではちょっと公表ができないものですから、歩がかりの公表に通じてしまうということで、ご理解をぜひいただければと思います。

議長（木村喜徳君） 暫時休憩いたします。

午前11時21分休憩

午前11時29分再開

議長（木村喜徳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（木村喜徳君） 笠原史嗣君。

- 10番（笠原史嗣君） 再開されましたので仕切り直して、先ほどから聞いている中で入札執行されて25日に仮契約が結ばれたということで、休憩中にも出ましたけれども2,000万円コストが削減されたのだというお話が出ましたので、その辺はよしとするのかしないのかは、今の議論でしない方がいいということであればしませんが、ちょっとさかのぼりまして3月議会のときに、平成13年度から平成15年度の藤岡市の行革ということの中で、これは新聞でもホームページでもうたっています。その中に、都市建設部関係、入札関係の問題、コストから何からいろいろなものを見据えて変えていこうということ平成13年度から積極的に推進していくというお話を私は聞いております。見ておりますし、読んでおります。ホームページでしっかりと全世界に発信しております。

そういう中で、今、答弁の中にも総務部長の方からありましたけれども、各経済、建設、土木関係の係長クラスの実務関係の人たちに五、六回会合を重ねていただいた中で進めている。これは、平成13年度になってからの入札執行ですよね。この問題につきましては以前からやってきまして、去年急ピッチで進められまして今のところに念願の市民プールが建つということになっております。その中の経緯については何も申しませんが、それに対していかにコストが削減できたかということを見せていただきたいということを先ほど佐藤議員は言ったのだと思うのです。その辺について何ら明確な答えがないわけです。今、休憩中には2,000万円コスト削減ができたではないですかと一言言った方がありましたけれども、そういう問題ではないのです。藤岡市が平成13年度に行革ビジョンの中で、それを積極的に進めると、平成13年度から平成15年度と言っておりますけれども、その中で私は3月の予算委員会のときにも須川部長の方にしっかりとその部分についてのビジョンをお聞きしましたがけれども、明確な答えは返ってきませんでした。

この行財政改革の問題については、藤岡市はワークショップをつくった中でいろいろ進めてきたと思うのです。そういうものがあつたのということで、それを知らない職員の方もいたわけです。職員の中に周知徹底ができていなかったということだと思ふのです。そういう中で、20億円ですからすごく大きい金額ですよね。これに対してのコスト縮減についてどれだけのものを努力をしたのかということをお聞かせ願ひたいと思ひます。よろしくお願ひします。

議長（木村喜徳君） 契約検査課長。

（契約検査課長 秋山利夫君登壇）

契約検査課長（秋山利夫君） 笠原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

過日の3月議会、たしか予算委員会だと思ひますが、笠原議員の方から公共工事のコスト縮減のことに関する質問が出て都市建設部長がお答えになつたというふうに記憶しております。ただいまの議員のご質問の中で、既に委員会をつくつて3月の初めですか、そのころからしているのではないかとござひますが、それは先ほど総務部長が申し上げましたとおり、コスト縮減の問題ではなくして適正化法案に関する藤岡市の方針を関係部の課長並びに係長で議論をして、4月1日から施行になりました適正化法案の藤岡市のあり方を議論したわけでありませう。その結果、4月1日から適正化法案に基づきまして私の方で取扱要領を定めまして、それを4月1日から行つているというのが現状でござひませう。

行革の中でのコスト縮減の問題でござひますが、各市の状況を私も一応調べてござひませう。コスト縮減に関しましては平成9年ごろから国の方で叫ばれまして、国では平成9年、あるいは県では平成10年ごろコスト縮減の構造計画というものを既に作成しております。市の中では、11市の中では前橋市、あるいは伊勢崎市、館林市、私が記憶している中では3市でござひますが、それが今までにコスト縮減計画の構造計画をつくりまして、それを基準にして、ある程度コストの縮減に努めているという話を聞いております。私どもの方も行革の中で取り入れまして、5月17日にコスト縮減に対する内部の委員会を立ち上げまして、5月31日に第1回目の会議を開きまして役員を決めてきたわけでありませう。ですから、行革の中でコスト縮減対策の確立ということは、構造計画も含めまして今年度中に何とか構造計画をつくり、順次実施していきたいという計画でありましたので行革の中に取り入れさせてもらったということでありませう。

ちなみに今年取り組むところが高崎市でござひますが、高崎市は行革の中ではなくして総合計画の中に取り入れて今後取り組んでいきたいという考え方であるということでありませうので、ご了解をいただきたいと思ひます。

議長（木村喜徳君） 笠原史嗣君。

10番（笠原史嗣君） 私の質問した趣旨がお答えの中にはなかったかと思えます。私は今回の金額に対してどういうコストが反映されたのかということをお聞きしたと思うのですけれども、国だ、県だ、他市だ、今、ほかの議員から高崎市は関係ないという言葉がありましたけれども、私も全くそのとおりで、他市の状況は調べたものでいいものは取り入れればいいのですよ。自分の頭の中に入ったとき、口から出るときには自分のものにしてしまえばいいのです。藤岡市は他市をまねするのではなくて、自分たち独自のことをやっていけばいいのです。

国話をすれば、国だって今、構造改革だなんだと言っていますよね。ある国の関係者と話したのですけれども、民主党が1割削減していると前回の衆議院選のときに言いましたけれども、今回は3割削減だと言っているのです。100ある工事を3割削減するのはだれでもできるのです。100ある工事を30減らせればいいのですから、残った7割をどうコストを少なくするかということ国の人と言わなければだめだ。その期間でどういふことを構造改革をする人は考えているのですかと言ったら、ゼネコンの人がいて、国会議員の先生たちがいて、学識の先生たちがいて、実際に仕事をする、携わっている中小企業の人たちがそこへ行ってやるのが一番の構造改革でしょうという話をして、まさにそのとおりだったのですけれども、それはまだ国ではできないわけですよね。だから、地方分権というものがあるわけですから、地方も自治体が率先して国が構造改革してくださいと言っているのですから藤岡市が率先してやっていくべきなのです。そういう点で、今回の平成13年度から始めるものだから一応うたってあるのですということもわかりますけれども、その前の段階で半年もあればどれだけの議論ができるのですか。どれだけの膨大な資料がとれるのですか。今、インターネットで引っ張り出しても膨大な資料がとれますよ。電話一本ではないのです。だから、このコストに対して、どういうふうにコストダウンを反映させてもらったかということ先ほどの佐藤議員から続けて聞いているわけです。入札の内容がどうこうということは聞いていません。

今後の入札の革命的なものは、いろいろなところの事例がありますよね。設計価格を初めから公表する、その後でそれに対して歩かけをして予定価格を決める。その予定価格でさえ、公平な形でくじを引いた中で小数点の10桁台ではなくて1%台から、1、2、3を3本引いて値段を決めて、それで最低制限価格まで決めていく、これは画期的なことだと思うのです。実際は行政規模が違いますから、それだけのものはまた藤岡市なりの工事高によって違ってくると思いますけれども、藤岡市で初めてこれだけの大きい工事をやるわけですから、その誠意がどこに出たかということ私には聞いているわけなので、その部分がいかにどこに反映されたのでしょうかということ私には聞いているのです。その辺をお聞きしたいと思うのです。これは契約検査課の方からお答えをいただくのではなくて、

直接の関係のところの部署の方からお答えを聞かせてもらった方が、その部署がずっとやっていたことですから間違いはないと思うのです。その部分で、もう一度お答えを聞かせていただきたいと思うのですけれども、よろしく願いいたします。

議長（木村喜徳君） 総務部長。

総務部長（新井千文君） 2回目でございますので、自席から答えさせていただきたいと思います。

コスト削減の問題につきましては、私どももきちんとした数値を持っているわけではありませんけれども、マスコミ等の報道によれば日本の建設関係のコストはちょっと高いのではないかというようなことが言われていることは承知しております。これは藤岡市だけの問題ではなくて、やはり国を挙げてある程度やっていかないと無理な話ではないかというふうに感じておりました、例えば歩切りの問題一つとっても、歩切りを設計価格を100として20%切れれば8割になります。そういうやり方がいいのかどうかということについて内部で議論がありまして、そういった中で歩切りを大幅にするということは設計価格自体の見直しをした方がいいのではないかというような議論もありまして結論が出ていないわけでございます。したがって、今後そういった面も含めて何とか検討はしていきたいと思っているのですけれども、やはりこういったシステムの中でやっていかななくてはならないということもありまして、今回、即コスト削減につながったというような施策はほとんどなかったというふうに思っておりますけれども、今後十分に研究させていただきたいというふうに思っております。

ただ、歩がかりの基準を出すにしても、ただ切ればいいというものではないわけですから、統計学とかそういうものを使ってきちんとしていかなければいい案は出てこないの、その辺も含めて研究、検討をしていかなければいい案は出てこないのではないかと。単に設計価格を公表すれば、それでいいという話ではないような気もするので、ぜひご理解をいただいて、いい案がありましたらぜひご提言をいただければありがたいというふうに思っております。

議長（木村喜徳君） 笠原史嗣君。

10番（笠原史嗣君） この金額についてのコストの関係は、これ以上聞いても、2,000万円コストダウンできたからご理解してくださいということで承知しておけばいいということなのですね。今、部長の方から、いい提案があればということでお話がありましたので、私も今年から経済建設常任委員会ということでお世話になりますので、また鋭意勉強させていただきたいと考えております。県の方でも、私もいろいろ聞いた中で、議員になった当初に藤岡市の方にも確認をさせてもらったところ、上位下達でコストが国・県・市とおりてきているわけではない、おのおの自治体で、それぞれの判断の中でコストは決められるのですよということを私は県側から勉強させていただいているのですけれども、そのマ

ニュアルがあるのではなくて独自で行政側で建物をつくるのに対してどういうコスト削減をしていけばいいかということはできると思いますので、そういう形の中、今後とも、例えば担当の常任委員会とか、そういう県側の職員を混ぜた中でやっていかないと、今回のことには生かせなかったのだったら次のときにはそういうものをビジョンとして生かしていくということで今の答弁の方は理解したのですけれども、そういう中で市長の方に一言、お考えをお聞かせ願ひまして私の質問を終わりにしたいと思うのですけれども、市長ぜひともよろしく願ひします。

議長（木村喜徳君） 市長。

（市長 塚本昭次君登壇）

市長（塚本昭次君） 笠原議員の質問にお答えをいたします。

先程来からご議論を承っておりまして、それぞれの主張は理解できると思いますし、また行政の方も地方分権と言いながら、いよいよそうした形の中で取り組んでいかななくてはならないということは、今、十分改革に向かって進んでいるところでございます。私もきょう答弁を聞いていて、単純にコストだけの問題ではないというふうにも思います。この仕事はどういう条件の中で行われるか、それが何でもかんでも分離がいいとか、あるいは一本がいいとかというのではない。それぞれの事業にふさわしい選択があるというふうに思うのです。このプールというのは非常に大きな、私も元そうした仕事をしていたからわかるのですけれども、いろいろな絡み合いがあるわけです。水があれば電気もあれば、いろいろな形の中で絡み合いがあるわけです。したがって、これを管理監督、事業を進めていくのに、そうした責任の転嫁、あるいは将来に向かってそれがどうだということも含めれば、そういうところまで考えた工事のあり方というものを考えていかななくてはならない、そういうふう思うのです。コスト削減、コスト削減と言うけれども、確かにコスト削減をすることは大切なことだというふうに、これからはありますけれども、行政は行政として今までたどってきた、そういうものがあるわけですから、今、議論をしながら、そして将来に向かってそうしたものを考えていくということが最も大事なことだというふうに思っておりまして、ご指摘されるようなことも含めて、これからの改革に進んでいきたいというふうに思います。よろしく願ひします。

議長（木村喜徳君） 他にご質疑願ひします。

吉田達哉君。

2 3 番（吉田達哉君） ただいま議案第47号工事請負契約の締結についてということで、コストの問題ですとか、分離がいいのか一括がいいのか、そういったことでいろいろと質疑応答がありましたけれども、指名委員長にちょっとお伺いしたいのですけれども、鉄建建設が落札したわけですが、指名業者について業者数、それから社名、住所地、それから

どういう形でその業者を選定したのか選定理由、それから市内業者育成ということで、私はこれを継続的にずっと、前の田所助役のときから市内業者育成についてどう考えているのですかということでお話をしてきまして、そういう中で当時の指名委員長であった田所助役の方から、なるべく公平に市内業者がどんどん技術力が向上していくようにということで努めていきますというお話をお伺いしたことがあるのですけれども、その辺についてどうお考えになっているのかお伺いして1回目の質問といたします。

議長（木村喜徳君） 助役。

（助役 柵木 孝君登壇）

助役（柵木 孝君） 吉田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

田所助役の市内業者の育成ということで質問をされました。この件につきましては、やはり市内業者の育成ということにつきましては当然市の責務として大切なことだと考えております。そして、今回の関係につきましては、発注者として、市といたしまして請負業者側に工事に参入できるのであればお願いしたいということで、指名委員長の方から要請をしたいということでご理解をお願いしたいと思います。

議長（木村喜徳君） 総務部長。

（総務部長 新井千文君登壇）

総務部長（新井千文君） 吉田議員の最初の質問にお答えを申し上げます。

まず、指名の理由でございますけれども、藤岡市の建設工事選定要領に基づきまして、経営状況、実績、あるいは技術者の状況、安全管理など9項目にわたりまして審査を行ったわけでございます。プールの建設の施工能力、それから工事の担保能力などを勘案いたしまして、Aランクの業者の中から10社を選定したわけでございます。住所が手元になくて申しわけないのですが、名称ということですので、株式会社竹中工務店、鹿島建設株式会社、戸田建設株式会社、大成建設株式会社、西松建設株式会社、前田建設工業株式会社、株式会社フジタ、株式会社奥村組、東急建設株式会社、鉄建建設株式会社、以上の10社でございます。

以上でございます。

議長（木村喜徳君） 吉田達哉君。

2 3 番（吉田達哉君） 選定理由については、経営状況など9項目ということの中でAランクの業者を10社指名したということでご答弁いただきました。その内容はわかったのですけれども、市の責務として下請けで市内業者を使っただけのようにお願いをしていきたいということで理解してよろしいわけですね。先ほどの市長の答弁の中で、私も建設業界に携わっていたのでいろいろな関連はわかるということで今答弁がありまして、当時、当時と言っても私が議員になってから、何度も本会議でも言いますように、みかぼみらい館の

建設の関係で議会も徹夜をして市内業者育成ということでお願いをした経緯があります。それは、この20億円ですか、これは消費税が入っているのでしょうかから19億2,000万円という話がさっきありましたけれども、それから見ると3倍の工事に対して藤岡市でもジョイントを組んでやればきちんと責任も果たせるし、できるので何とかしてもらいたいという要請があって、議会も市内の業者の方にそういう形で施工していただければそれが一番いいのではなかろうかということで再三にわたって執行部側と議論を交わし、徹夜にまで及んでしてきた経緯があるわけです。そのときに市長がどういう気持ちで、そのときはまだ建設業界に携わっていたわけですから、どういう気持ちでそういう働きかけを、市長が元いらっしゃった会社だと思えるのですけれども、そういう会社からも要請、要望等がありましたけれども、立場が変われば藤岡市の市内業者は下請けでいいのだというような方向で、今、助役の方からあったわけですが、果たしてそういう考え方でいいのでしょうか。お願いするときはきちんと市内業者育成、そのためにはジョイントを組んだり、金額が大きいから責任がとれない場合にはジョイントを組んだり何かしながらやっていきますと、今回の場合、どうしてもAランクの人にしないでならなかった理由というのをお聞かせをいただきたいと思います。先ほどの市長の考えも1点目としてお伺いして、2点目としてどうしてもAランクでなくてはならなかったのか、何か特殊性のものがあつたのか、その辺についてを2点目としてお伺いします。

それから、先ほどの佐藤議員の質疑、また答弁の方でもありましたように経済性も考えて一括発注をということで答弁があったわけですが、2,000万円の値引きがあっても、こういった藤岡市に籍がない会社に発注をしていくということになると市民の血税がなかなか市民のところに戻ってこない、佐藤議員が先ほど言いましたように薄く広く市民に還元されないというようなこともあります。経済性ということを考えると、どうしても私は藤岡市の建設業者、設備業者、それから水道関係の業者、みんな藤岡市に籍を置いて藤岡市に税金を払っている業者を使うことによって経済性というのも、2,000万円削減ができたということよりも、もっと幅広い意味で大きな経済効果が市内の業者に発注することによってできるのかなという考えもあるのですけれども、その辺について都市建設部長はどのようなふうに、ただ2,000万円がコストで安くなったからいいのだというような発言だったと思いますけれども、その辺について経済性といって一口に2,000万円安くなるのがいいのか、それとも藤岡市の市内業者に分離発注でもして薄く広くした方が、経済性という観点から考えたら私はそちらの方が有意義かなというふうに思うのですけれども、その辺について都市建設部長にご答弁をいただいて2回目の質問といたします。

議長（木村喜徳君） 都市建設部長。

(都市建設部長 須川良一君登壇)

都市建設部長(須川良一君) お答えをさせていただきます。

一括で発注することについて経済性を考えて発注することが設計上、非常にいいことだというふうに私の方は考えております。それと、先ほど市長から話がありましたように、この工事は非常に複雑です。機械、それから電気、構造物、こういったものを一括で管理監督することが非常に、それと工期的にも非常に厳しいものがあるわけです。そういったことを考えまして、一括にすることが適当だというふうにも考えます。それも一つの一括発注の理由として考えております。

それと、市内業者の育成という問題でございますけれども、私どもで考えることではないというふうに、管轄外だというふうにも思いますけれども、私の考えとすれば広く市内業者を使っていくことが好ましいというふうに考えております。しかしながら、この工事につきましては非常に難しい構造物と設備関係、電気関係、そういう考え方から一流のAクラスの業者、そういうものが適当だというふうに私は考えております。

以上でございます。

議長(木村喜徳君) 市長。

(市長 塚本昭次君登壇)

市長(塚本昭次君) 吉田議員の質問にお答えをいたします。

吉田議員が先ほど申し上げておりましたけれども、みかぼみらい館の一件が出てまいりました。私どもは、あの受注をしたときに市内業者にやらせてくれと、下請業者としてそういうことをやらせてくれということを議会の中をお願いをしたこともあります。したがって、先ほど指名委員長の方から、とった業者に対して藤岡市としてそういう要請をしたい、そしてできるだけ下請に市内業者を使ってほしい、技術力の問題を比べると正直言って私は十分理解していると思っております。そういうことでございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

議長(木村喜徳君) 吉田達哉君。

2 3 番(吉田達哉君) 今、市長の方から話がありまして、全くそのとおりで、JVで入札に参加したい、または下請けでも入りたいということで、そういう話もあって我々も執行部側といろいろと議論をしました。今、須川部長の方から非常に複雑ということで出てきたのですけれども、プールがどのくらい複雑で、どのくらい大変で一括で管理をするのが非常に難しくてということが、我々には構造上の問題ということはわからないのですけれども、やはりそういういろいろ難しい部分があって、どうしてもAクラスでなくてはだめだとするならば、できればAクラスの業者と市内業者でJVを組んでみるとか、そういうことをしながらだんだん技術革新を藤岡市の業者にもしてもらわない限り、いつまで経っても難



しい工事だから、特殊な工事だから、規模が大きいから藤岡市の業者には指名できませんよ、お願いするとしたら下請けだけですよ、これでは絶対に市内業者育成につながらないと思うのです。一時的な仕事を回してもらっただけの話であって、技術をどんどん高めるとか、我々の実績としてこれくらいのもがあるとかという、要するにランクづけというのは資本だとか売上高だとか実績だとか、全部が県の基準などだとかこのランクの中に加味されるわけですが、技術的に大変だから、複雑だから、だから市外、県外の大手の企業なのだと言っているといつになっても藤岡市の業者はプルー一つつくれな、つくれるような企業に発展というか進歩していかないのです。ただ、そのときそのときで親方にAランクの会社があって、その中でこれだけの仕事をしてください、こういう仕事をしてくださいと仕事を分けてもらうだけで、それは本当の意味での市内業者育成にはつながらないと私は思うのです。その辺について最後の質問ですけれどもお答えいただいて、また要望としては今後はそういう形で市内業者に少しでも技術的な向上、それだけのものを施工、または工事に携わったという実績をつけさせるように要望して終わります。

議長（木村喜徳君） 総務部長。

総務部長（新井千文君） 市内企業の育成の関係でございますが、指名委員長の方からお答えがありました。それからまた吉田議員からもご指摘をいただきました。JVについても、私もとしましていろいろ検討はさせていただきましたけれども、先ほど申し上げたような答えでございます。今後、市内企業の育成という観点から、現在もご承知のとおり市で発注する土木、あるいは農業関係の工事等につきましては、ほとんど市内の企業を優先的に指名をさせていただいております。また、今ご指摘の点につきましても今後十分検討させていただきますと思います。よろしく申し上げます。

議長（木村喜徳君） 暫時休憩いたします。午後は1時より再開いたします。

午後0時3分休憩

午後1時2分再開

議長（木村喜徳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（木村喜徳君） 他にご質疑願います。

茂木光雄君。

- 9 番（茂木光雄君） 先ほどからの話の中で、落札が行われた公共事業について落札後に、この設計価格というものを公表していただけると、どのくらいコストの削減になったのか非常に市民にとってわかりやすいと思うのですけれども、その辺について、まず1点お尋ねいたします。

議長（木村喜徳君） 総務部長。

（総務部長 新井千文君登壇）

総務部長（新井千文君） お答えを申し上げます。

まず、設計価格の公表ということでございますけれども、設計価格につきましては先ほどから何回か申し上げているのですが、歩がかりの積み上げ等によりまして設計価格が総体として決まるわけなのですけれども、この辺につきましては現在のところ公表はいろいろな点で問題もあるということで、まだそこに至っていないわけでございますが、周りの体制とか、そういうものが整って設計価格を公表しても公正な入札が執行できるというような状況が来れば公表できるかと思いますが、現段階におきましては検討中ということで、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（木村喜徳君） 茂木光雄君。

- 9 番（茂木光雄君） いろいろな問題があるということは今までの議員の質問の中でもわかりませんが、その問題点というものははっきりと説明していただかないと、私ども市民の先ほどの市長の話ではないですが、負託を受けている以上、問題点というものが本当に存在するのか否か、その辺を明確に答えていただきたいのです。

議長（木村喜徳君） 総務部長。

総務部長（新井千文君） まず設計価格の公表ということなのですが、これは先ほどから申し上げておりますけれども、歩がかりの公表ということにつながるといことが第1点。それから、設計価格の公表によって予定価格もおのずから推測できるという形になってくると思ひます。そうすると、一つの問題点といたしましては、入札したときに高値で入札していくというケースが出てくる危惧があるというようなことが言われておりまして、そのほかにもいろいろとあるかと思ひますが、ちょっと今すぐ思い当たらないのですけれども、そういう問題が出てくるかと思ひます。

議長（木村喜徳君） 茂木光雄君。

- 9 番（茂木光雄君） 私が言いたいのは、事前に公表するということはいろいろな問題があるということは今の新井部長のお考えでわかるのですが、もう既に落札が終わった後に設計価格というものを公表することによって、それまでに入札に参加しなかった、またはできなかった業者にとっては、そういった面での業界の努力によって指名業者が増えてくるのではないかということで、広く市民にとっての利益につながるのではないかというふうに考へるのですが、とにかく落札後に公表することは速やかに実行していただきたいと思ひますがいかがでしょう。

議長（木村喜徳君） 都市建設部長。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） お答えをさせていただきます。

落札後に設計価格を公表する。そのくらいしてもいいではないかという、それがないと難しい問題になるということだと思います。この設計単価と歩がかりにつきましてはマル秘事項になっております。そのマル秘事項になっている設計単価と歩がかりについては公表できないことになっております。それをもとにして設計価格が積算されております。そういうことで設計価格も公表できないということでございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

議 長（木村喜徳君） 他にご質疑願ひます。

青柳正敏君。

- 1 4 番（青柳正敏君） 先ほどから設計価格ということていろいろな質問が出ていると思うのですが、けれども、こういった問題は公表すると特別に具合が悪いという問題がなかなかわからないし、歩がかりとか単価というのが一般市民もわかっていていい問題だというふうに自分は思っているわけてす。これを公表したら、どういふ弊害があるのかということてをわかりやすく説明願ひたいのてすけれども、よろしく願ひます。

議 長（木村喜徳君） 都市建設部長。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） お答えをさせていただきます。

単価と歩がかり、こういうものが公表されまてすと、結局、設計価格に近づけた数字で入札をしたがるという問題て、今後の問題につなげてくるわけてすけれども、ほかの事業につての設計、そういうものにも影響し、そのものにつて単価のつり上げというものも考えられるということから、県ではマル秘事項ということて現在は進行してあります。そういうことなので、よろしく願ひます。

議 長（木村喜徳君） 青柳正敏君。

- 1 4 番（青柳正敏君） 県ではマル秘事項という単価てすけれども、こういったものを公表しておくことによてて、一般市民、こういった関係の業界の方々、またいろんな広くそういったことてすべてが入札価格の高い位置て決まてていくということてを心配しているわけてすけれども、そういうことはないと思うのてす。みんながいろいろな形て牽制し合ひ、そういったことが入札というものの本来のあり方ではないかというふうに思うわけでありまてして、設計価格、単価等が公表される、それによてて歩がかり等がいろいろな形の中で検討していけば自然と、これはもつともつと市民にとつて有効な低価格での入札という価格決定になてていくのではないかというふうに自分は思うわけてす。今、行政を進める上において透明性、情報公開、市民参加とかいろいろなことを言われてはいますが、これにおいてはマル秘だというのて一つ一つ排除してていくという姿勢を持たなければいけないという

ふうに思うわけです。この点につきまして、県がマル秘でということだから藤岡市もマル秘だということではなくて、藤岡市は藤岡市独自としてこういったものをより積極的に進めてもよいのではないかというふうに思うわけですが、この点についてのお考えを聞かせていただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

議長（木村喜徳君） 都市建設部長。

都市建設部長（須川良一君） 2回目ですので自席から答弁をさせていただきます。

今現在使用されている単価、歩がかりにつきまして、結局現在のところでは県からのそういう指令に基づいてマル秘ということにさせていただいているわけです。今後そういうものが、業者と発注者側、そういった信頼関係の中で正当な価格で発注ができるという信頼関係ができる時期も来るというふうに思いますけれども、そういったものが大事なことで、その辺が解決をしていけばそういう方向に進むのではないかというふうに、私の考えですけれども考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（木村喜徳君） 他にご質疑願います。

新井雅博君。

16番（新井雅博君） 議案第47号に関連性がありますので質問をさせていただきます。

質問は市長に向けてさせていただきたいと思います。私どもはプールの建設事業ということ、この議場ではさまざまな各論部分で、本体が幾ら、水回りが幾ら、土地が幾ら、造りが幾ら、外構が幾ら、そういう議論になるのでしょうかけれども、やはり外へ出てプールの建設費ということになりますと、子供たちや大人たちが泳げる状態になって初めての施設状況の経費という理解をしておるわけでありまして。ここで市長にお尋ねいたしますけれども、平成12年3月議会において平成13年度の事業に対してさまざまな所見を市長が述べておられました。その中で私自身が、このプールの建設についての事業費、概算として25億円くらいかかるのではないですか、そうすると年間の維持管理費で1億5,000万円くらいの費用が当然かかってくるでしょう、そのことをプールということではなく違う、子育て支援策、あるいは教育、さまざまな分野に振り分けて政策を考える気はありませんかと、そんな話をした経緯があるわけでありまして。そのときに私自身が総額25億円前後かかるでしょうと言ったことに対し、市長が大変語気を強めて私に答弁をいたしました。その答弁の金額が幾らだということが記憶にありましたら、お答えをいただきたいと思っております。

議長（木村喜徳君） 市長。

（市長 塚本昭次君登壇）

市長（塚本昭次君） 新井議員の質問にお答えをいたします。

どういふふうに答弁したかというのは全く記憶にありません。

議長（木村喜徳君） 新井雅博君。

16番（新井雅博君） 6万3,000市民の頂点に立つ市長が、1年足らずで藤岡市の最重要課題の事業に対し、なおかつ議員の質問に対する数字というのが全く記憶にないというのは大変今後が心配だといふふうに思うわけでありませう。そのときに市長が私に答弁として、本来その数字を私は聞いていなかったのですけれども、市長自ら大変語気を強めて私に答えた数字というのは、17億円くらいで止めたいと考えております、冒頭私が申し上げたのは総額として25億円と申し上げました。そこで、見解の違いで、市長とすれば本体工事を17億円で止めたいというお答えをしたのか、そういう差があるといけないと思つて、冒頭にプールの建設に対して議会の場におけるととかく事業別明細で数字が小さくなる、そういうことで申し上げたのですが、恐らく想定される返事は市民要望にこたえていろいろな施設を充実をしたので本体工事として20億円を超えてきたということになるのでしうけれども、単純に言えば本体工事だけで3億円近くが膨らんできた、あるいは今後、外構、植栽、地域の要望も出ているようでありませうので、その辺の道の整備、あるいは何か聞き及ぶところによりませうと水道管の本管が布設をされているので、その辺も今後やっていかなければならない。そういうものをトータルすると、私が1年前に申し上げた25億円近くが用地の部分も含めるとかかってくるかといふふうに思つているわけでありませう。

私が何を言いたいのかといふのは、やはり1年前に議会に対して約束をしたこと、私自身に答弁として答えたことといふのは、少なからず市民に対しても発信をした言葉でありませうので、その辺の言葉に対してしっかりと責任を持っていただきたいという意味合いで、この席に立ったわけでありませうので、まず基本的に覚えていないということも、私自身余り怒りをあらわにする人間ではありませうので怒りませうけれども、やはり大きな諸事業において市民に対し約束をすること、議会に対して答弁をする問題についてはしっかりと責任を負っていただきたいといふふうに思つているわけでありませう。1年足らずで3億円というのは大きな金額です。いろいろなところで10万円、20万円の要望を受けてもなかなかまならないのが財政状況でありませうので、単純に3億円増えたということをも市民要望の名をかりた答弁にされても困るわけでありませうので、今後その辺の責任を持つ意味で、もう少ししっかりとした答弁と今後の議会に対する答弁の責任、その点についてぜひ市長のお考えを聞いて私の質問を終わります。

議長（木村喜徳君） 市長。

（市長 塚本昭次君登壇）

市長（塚本昭次君） 新井議員の質問にお答えをいたします。

先ほど覚えていないということを申し上げました。これは大変私も反省しなければいけないところでございます。しかし、その時点で、どういう議論をしたかということもよく振り返ってみまして、予算の決定がなされるまでいろいろと積み重ねをしていくわけですし、また内容の問題についても検討をしていかなければならない、さまざまな経過の中で最終的な決定ができるということございまして、17億円という答えをしたということは、私自身もどういう形であるかということを経事録等を見まして反省をしていきたいと思っております。しかし、そうした形の中で組み立てができていくということで、すべてがそういう形で、当初からこの枠の中で決めていきたいけれども、どうしてもこういうものを追加して、こういうふうにしていかなければならないということになると予算もそれなりの予算になるということございまして、ご理解をいただきたいというふうに思います。今後もそうしたことについては、できる限りしっかりした精査をしながら、また議会に対しても答弁をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（木村喜徳君） 他にご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第47号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。よって、議案第47号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第47号工事請負契約の締結について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（木村喜徳君） 起立多数であります。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

第17 議案第48号 市道路線の廃止について

議案第49号 市道路線の認定について

議長（木村喜徳君） 日程第17、議案第48号市道路線の廃止について、議案第49号市道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。都市建設部長の登壇を願います。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） 議案第48号市道路線の廃止について、ご説明申し上げます。

今回ご提案申し上げます市道路線の廃止は1件1路線でございます。市道4155号線でございますが、藤岡地内の社会福祉法人友愛会・ナースリー保育園の敷地を分断する形で東西に延びている道路であり、社会福祉法人友愛会から地元区長の承諾書を添えた廃止申請がありました。それに基づき路線を一時廃止し、再編成する必要がありますので議会の議決をお願いするものであります。

続きまして、議案第49号市道路線の認定について、ご説明申し上げます。今回ご提案申し上げます市道路線の認定は2件3路線でございます。初めに、市道4639号線及び市道4640号線でございますが、藤岡市道路受け入れ基準に基づき市が寄附を受けた道路であります。

次に、市道4155号線でございますが、社会福祉法人友愛会からの廃止申請に伴い、残された路線の再認定であります。

以上、2件3路線を管理していくに当たり、路線認定をする必要がありますので、議会の議決をお願いするものでございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（木村喜徳君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第48号市道路線の廃止について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第48号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。よって、議案第４８号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第４８号市道路線の廃止について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（木村喜徳君） 起立全員であります。よって、議案第４８号は原案のとおり可決されました。

議案第４９号市道路線の認定について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第４９号については、会議規則第３７条第２項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。よって、議案第４９号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第４９号市道路線の認定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（木村喜徳君） 起立全員であります。よって、議案第４９号は原案のとおり可決されました。

## 第１８ 陳情について

議長（木村喜徳君） 日程第１８、陳情についてを議題といたします。



ただいま議題となっております陳情第1号については、文書表のとおり所管の委員会に付託いたします。

平成13年第3回市議会定例会

陳情文書表

(6月定例会)

陳情番号	受付年月日	陳情者住所・氏名	件名	付託委員会
1	13.5.24	藤岡市中254 群馬農民連藤岡支部 代表 小野里 邦夫	輸入の急増によって価格が暴落しているあらゆる農産物のセーフガード発動を求める陳情	経済建設 常任委員会

休会の件

議長(木村喜徳君) お諮りいたします。議事の都合により6月6日から10日までと、13日の6日間休会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) ご異議なしと認めます。よって、6月6日から10日までと、13日の6日間休会することに決しました。

散会

議長(木村喜徳君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。  
本日はこれにて散会いたします。

午後1時37分散会